

令和7年度 大阪市教育局事務局 会計年度任用職員

（学力向上支援サポーター〔学びサポーター・理科補助員〕）募集要項

1 募集人数

学力向上支援サポーター（学びサポーター・理科補助員）配置予定の小中学校及び義務教育学校
若干名

※ ただし、理科補助員は小学校及び義務教育学校前期課程のみの配置とする。

2 業務内容

大阪市立の小中学校及び義務教育学校において、学校組織の一員として、校長の指示のもと教職員と連携し、主に次の業務を行う。

学力向上支援サポーター	
学びサポーター	理科補助員
(1) 体育等※を除く授業及び朝の学習や放課後における学習支援、長期休業中の補習、自主学習の支援 (2) 使用する学習教材（学習プリント等）の準備等 ※ <u>学校内での活動を原則とし、体育等のスポーツ活動、給食指導の支援、クラブ活動・部活動の支援を除く。</u>	(1) 理科の授業時間を中心に、観察・実験等実施の支援 (2) 観察・実験等の準備・後片付け (3) 観察・実験等の計画立案の支援や教材開発の支援 (4) 観察・実験方法及び理科授業の進め方等の提案・助言 ※ <u>学校内での活動を原則とし、体育等のスポーツ活動、給食指導の支援、クラブ活動の支援を除く。</u>

3 応募資格

- ・平成19年4月1日以前に生まれた方
- ・児童生徒と意欲的に関わっていただける方
- ・学校長の指示に従い、他の教職員とコミュニケーションを図りながら職務を遂行できる方
- ・地方公務員法第16条（欠格条項）に該当しない方

【地方公務員法第16条（抜粋）】

（欠格条項）

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
 - 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ※ 年齢の上限、学歴は問いません。また、この職は日本国籍を有しない方も応募できます。ただし、日本国籍を有しない方で、就職が制限されている在留資格の方は採用されません。

4 任用期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日の間

- ※ 任用期間は、各学校により異なります。登録面接の際に確認してください。
- ※ 勤務日は原則、授業日とします。
- ※ 上記に関わらず、校長が特に必要と認める場合においてはこの限りではありません。（長期休業中については、学校の状況により勤務がない場合もあります。）
- ※ 勤務実績に応じて再度任用される場合があります。（2回まで最長3年）4年目以降は、改めて選考を行い、合格すれば任用されます。

5 勤務条件等

(1) 勤務日数・時間

1日1時間から7時間（午前8時30分から午後5時までの間）で、週15時間以下

※ 中学校夜間学級での勤務時間は午後0時45分から午後9時15分までの間となります。

※ 配置校により、週あたりの勤務日数・時間が異なります。

※ 勤務曜日及び勤務時間については原則、固定とします。詳細については、採用決定後に勤務校と調整していただきます。ただし、行事等でやむを得ない理由により、勤務日の振替は可能です。（振替については、同一週内の振替を原則とします。）

(2) 兼務について

教育委員会所管の職種と兼務する場合、条件が異なりますので事前に確認ください。

学力向上支援サポーター（学びサポーター）として勤務している場合

例1 (同職種)	学力向上支援サポーター（理科補助員）と兼務することができます。ただし、 <u>合わせて週15時間を超える勤務は認められません。</u>
例2 (他職種)	特別支援教育サポーター（月額・時間額）と兼務することができます。ただし、 <u>学力向上支援サポーター（学びサポーター・理科補助員）と合わせて週30時間を超える勤務は認められません。</u>

(3) 休日

土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）及びその他指定された曜日

(4) 勤務場所

大阪市立の小中学校及び義務教育学校

※ 学びサポーターは、中学校夜間学級を含みます。

※ 理科補助員は、小学校及び義務教育学校前期課程のみの配置となります。

(5) 報酬等

報酬（時間額）1,378円～1,548円

※ 採用されるまでの職歴等によって上記の範囲内で決定されます。新規採用の方で、これまでの職歴で週19時間30分以上の勤務をされていた方は、報酬額が上がる場合があります。（別途様式の提出必要）

※ 期末手当は支給されません。

※ 上記の他に交通費が支給されます。

※ 上記報酬等は、募集時点のものです。報酬改定等により採用時には変更されることがあります。

(6) 休暇等

教育委員会所管の学校の会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則に基づき付与されます。

(7) 社会保険

本市学校園における会計年度任用職員（他職種との兼職を含む※）として、週あたりの勤務時間数が合計で20時間以上となり、任用期間が2月を超える場合、公立学校共済組合の組合員となり、健康保険は公立学校共済組合、年金制度は厚生年金が適用されます。学生は、社会保険の適用除外ですが、休学中、定時制・夜間・通信制等の学生には適用されます。

※教育委員会の雇用する学校園の会計年度任用職員のみ。いきいき活動スタッフ指導員、幼稚園預かり保育指導員は対象外。

(8) 服務

- ・ 地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規定の対象となります。
- ・ 営利企業への従事（兼業）については可能です。ただし、その場合でも、職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律については適用となるため、留意してください。

6 登録方法

学力向上支援サポーター（学びサポーター・理科補助員）への登録にあたっては、書類申請及び登録面接が必要となります。次の（１）・（２）を「大阪市ホームページ」よりダウンロードし、必要事項を記入のうえ、次の登録受付先まで（１）～（３）を持参してください。

- ※ 現在、本市の学校で学力向上支援サポーターとして勤務している方で、令和７年度においても引き続きその学校での勤務を希望される場合は、勤務校を通じて必要な提出書類等を送付してください。なお、必要書類は、学校にお問合せください。

(1) 大阪市教育局会計年度任用職員登録票（学力向上支援サポーター用）【様式A】 1通

- ※ 本市所定の様式に限ります。

(2) 履歴書【様式B】 1通

- ※ 必要事項を記入し、過去３カ月以内に撮影した上半身、正面、脱帽写真（縦４cm、横３cm）を貼付してください。（写真の裏に氏名と職名（学びサポーターまたは理科補助員）を記入してください。）
- ※ 本市所定の様式に限ります。

(3) 合否通知用封筒（長形３号）及び送料（320円分切手）

- ※ 封筒にはあらかじめ届け先住所と宛名を記入し、320円分の切手を貼付してください。

○ 登録受付先

学力向上支援サポーター（学びサポーター・理科補助員）配置予定の大阪市立の小中学校及び義務教育学校、大阪市教育局事務局

- ※ 勤務を希望する学校が未定の場合は、次の受付先まで持参してください。その際、事前に次の電話番号まで連絡のうえ、日時を調整してください。（郵送による書類申請不可）

〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号

大阪市役所3階（大阪メトロ御堂筋線、京阪本線「淀屋橋」下車 北へ100m）

大阪市教育局事務局 指導部 初等・中学校教育担当

初等・中学校教育グループ 06-6208-9188

○ 登録受付期間

令和7年2月14日（金）から令和8年2月6日（金）の間、随時受付します。（土曜日、日曜日、祝日、年末年始期間〈12月29日～1月3日〉を除く）

- ※ 受付時間は、午前9時から午後5時までです。（学校においては昼休み時間、大阪市教育局事務局においては午後0時15分～午後1時を除く）

○ 登録にあたって

大阪市においては、市民から信頼される市政の実現を図るため、服務規律の確保に関して、様々な取組及び遵守すべき事項を定めており、また、適宜、管理監督者からの指導が行われます。

次に記載している条例等の内容は、その一部を抜粋したものです。得心たうえで、登録申請を行ってください。

【大阪市職員基本条例】（抜粋）

（倫理原則）

第4条 職員は、自らの行動が市政に対する市民の信用に大きな影響を与えることを深く認識して、常に厳しく自らを律して服務規律を遵守するとともに、倫理意識の高揚に努めなければならない。

(職員倫理規則)

第8条 市長は、倫理原則を踏まえ、職員の倫理意識の高揚を図るために必要な事項に関し、市規則(以下「職員倫理規則」という。)を定めるものとする。

2 職員倫理規則には、服務規律の確保及び市民の疑惑や不信を招くような行為の防止のために職員の遵守すべき事項を定めなければならない。

【遵守すべき事項の例】

- ・勤務時間中は、常に清潔な身だしなみを心がけ、市民に不快感を覚えさせないようにすること
- ・勤務時間中は、喫煙をおこなわないこと(敷地内禁煙)
- ・勤務時間中は、身体に入れ墨がある職員にあつては、それを市民に見せないこと
- ・入れ墨の施術を受けないこと

7 登録面接選考の日時・会場について

教育委員会事務局での登録面接選考の日時・会場等の詳細については、事前の日時調整の際に連絡します。

8 登録面接選考結果・採用について

- (1) 教育委員会事務局での登録面接選考に合格された際は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間で学力向上支援サポーター(学びサポーター・理科補助員)の登録となります。
- (2) 登録者のうち、令和7年4月1日からの採用予定者には、令和7年2月中旬以降に教育委員会から配置校等の詳細を連絡します。(採用予定者本人以外には、お知らせできません)
- (3) 登録された場合でも、配置校の状況等によっては、採用にいたらない場合があります。
- (4) 配置校により、週あたりの勤務時間が異なります。勤務時間数が希望どおりにならない場合があることをあらかじめご了承ください。
- (5) 採用された場合は、報酬額の決定に伴い、週の勤務時間が19時間30分以上の職歴のある方のみ「職歴証明書〔本市指定様式以外不可〕」を原則、勤務開始までに提出していただきます。

※ 本市学校園で勤務した職歴証明が必要な場合は、「職歴確認依頼書〔本市指定様式以外不可〕」の提出が必要です。

9 その他

- (1) 提出された書類に虚偽の記載があった場合は、すべて(受験資格・名簿登録・採用)無効となります。
- (2) 提出書類は、受付後返却しません。
- (3) 受験に際して大阪市が収集した個人情報、職員採用試験及び採用管理の円滑な遂行のために用い、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例に基づき適正に管理します。
- (4) この募集は、令和7年度予算が成立することを前提とした募集内容です。募集開始時点では令和7年度予算は成立していません。今後の状況により、今般の募集内容が変更となる可能性があることをご了承のうえ、お申し込みください。
- (5) 採用の方については、健康診断書(胸部X線の結果)の提出をお願いします。(自費)
※健康診断書の提出にあたっては次の条件がすべてそろっていることをご確認ください。
 - ・採用日より起算して1年以内に受診したもの
 - ・胸部X線の診断結果が記載されているもの
 - ・受診者名、受診先、受診日が記載されているもの※健康診断の費用は、自己負担となりますことをご了承ください。
※レントゲン写真のみ(医師の所見が載されていない)のものは不可です。
※肺がん検診の結果も可とします。
※診断結果によっては、勤務に関して医師の所見が別途必要になる場合があります。
※大阪市では、「結核」の罹患率が高いため、学校園においても特別の注意を払っています。学校での勤務開始日は、検査結果の確認後となりますので、ご協力いただきますようお願いいたします。

10 問合せ先

大阪市教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当
初等・中学校教育グループ 06-6208-9188